

給与制度に関する提言

給与制度について、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地域の民間賃金水準を踏まえた俸給水準の引下げ等を内容とする人事院勧告が行われ、地方と都市部の公務員給与のみならず、公務員給与に準じた給与体系を備えている民間事業所等も含め、官民を通じた地域間における給与水準の格差拡大が強く懸念される場所である。

これまでに給与の抑制や人員の削減など、国に先んじて大幅な総人件費の削減に取り組んできている都市自治体の実状を十分考慮し、地方と都市部の公務員給与水準の格差が一層拡大することがないように適切な措置を講じること。

2. 地方公務員の給与は、地方が条例により自主的に決定すべきものであることから、地方固有の財源である地方交付税を国の政策誘導手段として利用するなどにより、国による一方的な給与削減要請を行わないこと。

また、地方公務員の給与制度の検討に当たっては、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方との十分な協議を行うとともに、地方の自主性を尊重すること。